

平成 18 年 9 月 5 日
文 部 科 学 省

我が国における保障措置活動状況等データの集計結果について

文部科学省では、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、原子力平和利用の確保のための保障措置(*)を実施しています。

我が国の保障措置活動状況及び保障措置に係る核燃料物質量のデータについては、毎年報告を行っておりますが、この度、2005 年（平成 17 年）分の保障措置活動状況及び 2005 年分の核燃料物質量の集計が完了しましたので、報告します。

1. 我が国における保障措置に係る核燃料物質量一覧
 主要な核燃料物質移動量（2005 年）
 原子炉等規制法上の規制区分別内訳（2005 年 12 月 31 日現在）
 国籍区分別内訳（2005 年 12 月 31 日現在）
2. 我が国における保障措置活動状況（2005 年分）

(*) 保障措置とは

原子力の平和利用を確保するため、核物質が核兵器その他の核爆発装置等に転用されていないことを検認することです。

我が国は、核不拡散条約（NPT）に基づいて、国際原子力機関（IAEA）との間で日・IAEA 保障措置協定を締結しており、これら国際約束を履行するため、文部科学省では、「原子炉等規制法」に基づいて、次のような保障措置活動を実施しています。

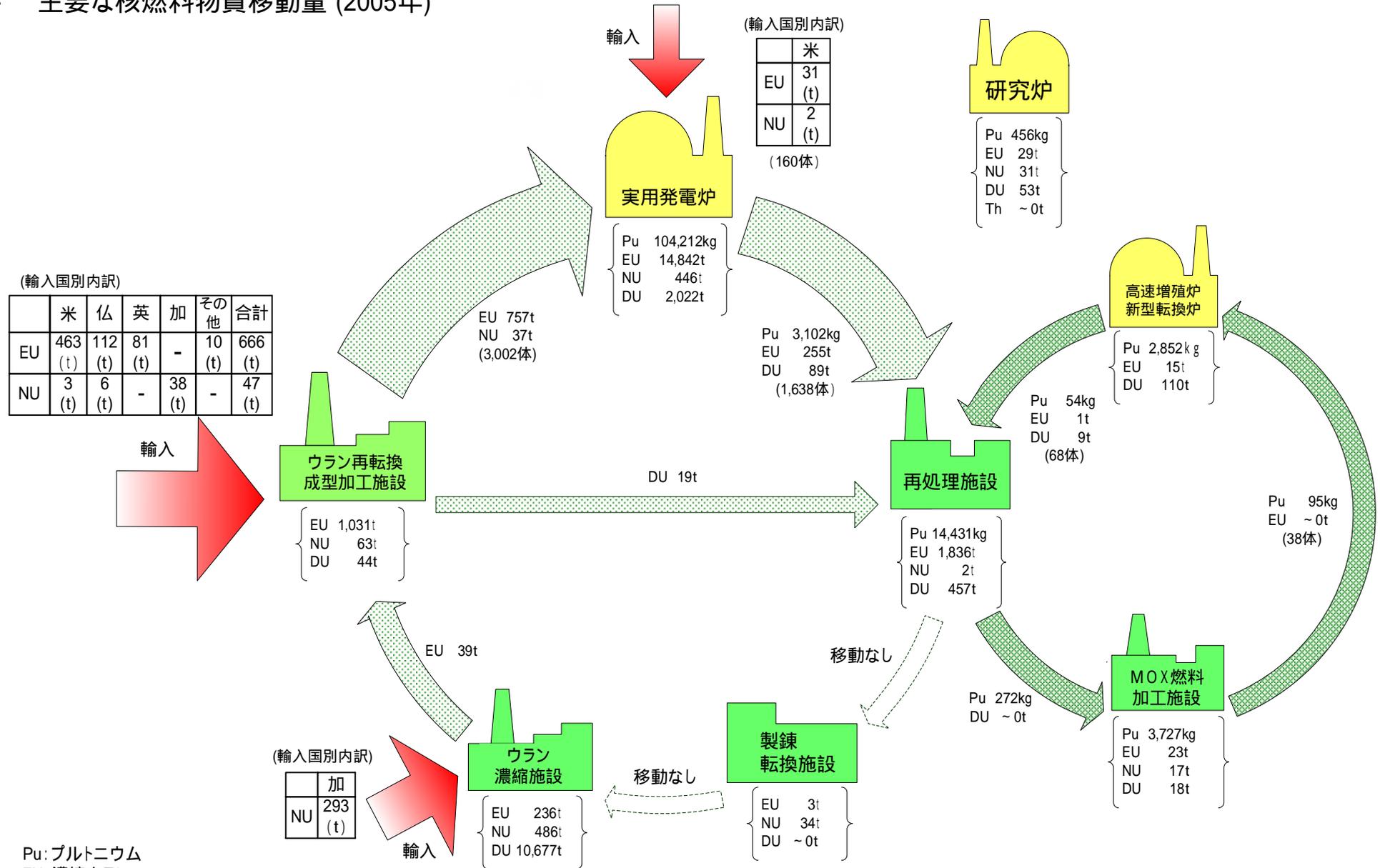
計量管理（原子力事業者が核物質量を国に報告）
封じ込め・監視（核物質の移動等を監視カメラ、封印等により確認）
査察（国及び IAEA の査察官が原子力施設に立ち入り、核物質の使用状況の報告を検認）

さらに、日・IAEA 保障措置協定の追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動が無いこと等を確認するため IAEA が指定する場所に対して行う補完的なアクセスに、我が国の査察官が立会う等の活動を実施しています。

1. 我が国における保障措置に係る核燃料物質質量一覧

1 - 主要な核燃料物質移動量 (2005年)

2



Pu: プルトニウム
 EU: 濃縮ウラン
 NU: 天然ウラン
 DU: 劣化ウラン
 Th: トリウム
 (): 燃料単位体数

注1) 使用に係る核燃料物質の移動については、多岐に亘るため、MOX燃料加工施設及び製錬転換施設を除き省略した。施設別の在庫量については、2005年12月31日現在の量を記載している。

注2) プルトニウム量については、「国際プルトニウム指針」に基づきIAEAに報告する我が国のプルトニウム保有量であり、原子炉内装荷分は除かれる(次頁以降も同じ)。但し、保障措置としては、国内の全てのプルトニウムをその対象とする観点から、原子炉内装荷分(常陽及びもんじゅに1,687kg在庫)も含めて管理している。

1 - 原子炉等規制法上の規制区分別内訳

(2005年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 原子炉等規制 法上の規制区分	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
製 錬	-	-	-	-	-	-
加 工	549	10,721	1,267	51	0	-
原 子 炉 ^{注2)}	477	2,185	14,886	320	0	107,520
再 処 理	2	457	1,836	18	0	14,431
使 用 ^{注3)}	80	42	34	1	2	3,802
合 計 ^{注4)}	1,109	13,404	18,022	390	2	125,753

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的狀態によらず合計量を記載している。

注2) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール(使用施設)分を含む。

注3) 核燃料物質の使用の許可を受けた使用者及び法律第52条第1項第5号の政令で定める種類及び数量以下の使用者の核燃料物質の合計量を記載している。

注4) 四捨五入の関係により、合計が一致しない場合がある。

1 - 国籍区分別内訳

(2005年12月31日現在)

核燃料物質の区分 注1) 国籍の区分 注2)	天然ウラン (t)	劣化ウラン (t)	濃縮ウラン		トリウム (t)	プルトニウム (kg)
			U (t)	U-235 (t)		
アメリカ	129	2,793	13,114	274	1	91,951
イギリス	15	426	1,686	28	0	16,059
フランス	42	5,887	4,982	95	0	37,135
カナダ	622	4,186	4,790	92	0	39,460
オーストラリア	28	852	2,954	59	-	21,409
中国	80	142	244	10	-	202
I A E A	0	2	0	0	-	1
その他	248	1,914	388	13	1	1,767

注1) 核燃料物質の区分は、原子力基本法及び核燃料物質、核原料物質、原子炉及び放射線の定義に関する政令の規定に基づいており、物理的・化学的状態によらず合計量を記載している。

注2) 二国間原子力協力協定の対象となる量を計上した。なお、複数国籍のものは、それぞれの国籍区分に重複して計上している。

2.我が国における保障措置活動(2005年)

原子炉等規制法上の規制区分	施設数 ^{注1)}		計量管理報告		我が国における 査察実績人・日		
		査察実績施設数 ^{注2)}	報告件数 ^{注3)}	データ処理件数		国の職員による 査察実績人・日	指定保障措置検査等 実施機関による保障措 置検査実績人・日
製 錬							
加 工	6	6	339	21,855	344	60	284
原 子 炉 ^{注4)}	79	79	2,402	207,263	515	237	278
再 処 理	3	3	598	47,890	836	24	812
使 用	157	31	1,673	68,910	575	64	511
小 計	245	119	5,012	345,918	2,270	385	1,885
設計情報検認 ^{注5)}					107	107	0
補完的なアクセス ^{注6)}					29	29	0
合 計	245	119	5,012	345,918	2,406	521	1,885

注1) IAEAによる査察対象の総事業所数を記載している。

注2) 2005年に査察実績のあった事業所数を記載している。

注3) 原子炉等規制法に基づき事業者から報告される在庫変動報告、物質収支報告、実在庫量明細表の件数の合計を記載している。

注4) 東京電力福島第一原子力発電所使用済燃料共用プール(使用施設)分を含む。

注5) IAEAに提供された施設の設計情報等の正確性及び完全性を検認するもの。(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)

注6) 追加議定書に基づき、未申告の核物質や原子力活動がないこと等を確認するため、我が国の立会いの下、従来アクセスが認められていない場所に対してIAEAが立ち入るもの。
(IAEAの定義する査察人・日には含まれない。)